

商工会議所に関する 1995 年 10 月 24 日付  
モンゴル国法律[仮訳]

2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 会議所の目的、権限及びシステム
- 第 3 章 会議所の発起設立、登記及び会議所の定款
- 第 4 章 会議所の財政及び財産上の責任
- 第 5 章 会議所の活動の終了

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

この法律の目的は、商工会議所又は商業会議所（以下「会議所」という。）の権限、活動の基本方針、そのシステム及び組織形態を確定し、会議所と国家機関、その他の組織、個人及び経済単位との間の関係を規制することに存する。

第 2 条 会議所に関する法令

- 1 会議所に関する法令は、憲法、民法、法人の国家登記に関する法律及びこの法律並びにこれらに適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約に会議所に関する法令と別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 会議所に関する概念

- 1 会議所は、経済単位又は組織が商業若しくは工業に従事することと関連する共同の権利若しくは適法な利益を保護し、又は商業若しくは工業を支援するために設立する非営利のための法人である。
- 2 (失効)

第 2 章 会議所の目的、権限及びシステム

第 4 条 会議所の目的及び権限

- 1 会議所は、国民経済の発展に対し支援を提供し、経済活動に従事する適切な条件を組成し、経済単位又は組織が外国又は内国の組織と商業・経済、科学研究又は技術的共同活動を発展させ、自国の商品又は製品を輸出に向けることに対し支援を提供する目的を実現する。
- 2 会議所は、次の権限を享受する。
  - (1) 会員の適法な利益を代表し、又は保護することに係る事項について国家機関と連携すること。
  - (2) 活動の規制、構造及び組織を承認すること。

- (3) 支部又は代表事務所を内国又は外国において開設して活動すること。
- 3 会議所は、権限の範囲内において、次の活動を展開する。
- (1) 内国又は外国の経済情報を交換すること。
  - (2) 内国又は外国の経済組織又は生産若しくは商業的調査研究若しくは業務の代表団を交換し、会見協議を組織すること。
  - (3) 外国の経済単位又は組織に対し生産又は商業への従事と関連するサービスを提供すること。
  - (4) 内国又は外国において生産又は商業に係る国際的な、又は専門的な展覧会又は交易会を組織すること。
  - (5) 広告又は宣伝サービスを供与し、美術広告又は装飾素材を準備し、実施すること。
  - (6) 経済単位又は組織に対しコンサルティングを供与し、工業又は商業の仲介人の権利の取得と関連する情報を提供し、幹部を養成するのに援助その他のサービスを供与すること。
  - (7) 国際的な、又は外国の商業若しくは経済組織、会議所又は商業若しくは生産支援組織と共同で活動すること。
  - (8) 内国において新たに出現した中小生産工場の製品を宣伝し、競争力を高めるのに方向を合わせた活動を展開すること。
  - (9) モンゴル国の法律又はモンゴル国の国際条約所定のその他の活動を展開すること。

#### 第5条 会議所のシステム

- 1 モンゴル国においては、国家会議所は、1つ存在する。
- 2 アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所は、存在することができる。

#### 第6条 国家会議所

- 1 モンゴル国家会議所の目的及び権限は、モンゴル国商工会議所がこれを執行する。
- 2 国家会議所は、会議所の一般的目的及び権限を執行すると同時に、次の特定の権限を有する。
  - (1) 国民経済及び社会政策を確定するのにおいて、建議を提出し、その内部及び外部に対し説明して周知させ、実施に対し支援を提供すること。
  - (2) 商業及び工業の一般的権益を国の権限を掌握し、又は執行する上級機関において代表して表明し、経済又は業種の適切な環境を組成するため、法令を改善したものとする事項について意見を提出すること。
  - (3) この法律に別段の定めのある場合を除き、輸出商品の原産地又は出所を証明すること。
  - (4) 法律に定めたところにより付属する国際商事仲裁人を置いて活動させること。
  - (5) 輸出入商品の数量及び品質について認定を発行すること。
  - (6) 不可抗力事由を証明すること。
- 3 前項第(3)号所定の商品が農業に由来する商品又はその商品取引所により取引される商品である場合には、その原産地又は出所は、取引所の定義に基づいてこれを証明する。

#### 第7条 アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所

- 1 アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所は、その領域内に1つ存在する。
- 2 アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所は、独立して活動を展開する。

### 第3章 会議所の発起設立、登記及び会議所の定款

## 第8条 会議所の発起設立

- 1 国家会議所は、民法及び非国家機関に関する法律所定の条件及び手続に従い、アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所並びに経済単位又は組織の代表を伴って、これを発起設立する。
- 2 アイマグ、首都又はアイマグ際の会議所は、50以上の経済単位又は組織が民法及び非国家機関に関する法律所定の条件及び手続に従い、これを発起設立することができる。
- 3 発起人は、会員総会を行い、定款を承認する。
- 4 個人は、会議所に加入することができる。

## 第9条 会議所の登記手続

- 1 発起人は、会議所の定款を承認した後14日以内に会議所を国家登記に登記させることに関する申請を国家登記機関に対し法人の国家登記に関する法律所定の手続に従い提出する。
- 2 (失効)
- 3 国家登記機関は、申請及び関連文書を受領し、法人の国家登記に関する法律所定の手続に従い審査して決定する。

## 第10条 会議所の定款

- 1 会議所の定款には、次の事項を表示する。
  - (1) 定款の目的
  - (2) 会員の種類、権利・義務、会員を加入させ、脱退させ、又は除名する要件及び手続
  - (3) 指導管理部及び組織
  - (4) 定款に違反した場合において、会員が引き受けるべき責任
- 2 国家会議所は、第6条第2項第(3)号、第(5)号及び第(6)号所定の権限を行使する部局を置いて活動させる。その活動手続は、理事会がこれを定める。

## 第4章 会議所の財政及び財産上の責任

### 第11条 会議所の財政及びその財源

- 1 会議所の財政は、次の財源によりこれを構成する。
  - (1) 会員の会費
  - (2) 個人又は組織の寄付・贈与
  - (3) サービス収入
- 2 会議所は、営利のために経済活動を展開しないが、民法及びこの法律所定の、又は定款の目的を執行することと関連するサービスを有償で履行する。
- 3 会議所のサービス手数料の規模は、会議所の意見に基づいて、財政部及び商工部が共同でこれを定める。

### 第12条 会議所の財産上の責任

- 1 会議所は、自己の財産の範囲をもって責任を引き受ける。
- 2 会議所は会員が他人に対し引き受ける義務について、会員は会議所が引き受ける義務について、それぞれ責任を引き受けない。

## 第5章 会議所の活動の終了

### 第13条 会議所の再編による設立

- 1 複数のアイマグの会議所相互間においては、新設合併してアイマグ際の会議所を設立し、又は複数のアイマグの会議所は、アイマグ際の会議所に吸収合併すること

ができる。これらの合併したアイマグの会議所の権利及び義務は、新たに出現した、又は吸収合併したアイマグの会議所の権利及び義務を拡大したアイマグ際の会議所にそれぞれ移転する。

- 2 アイマグ際の会議所は、複数のアイマグの会議所となって新設分割され、又は 1 つ以上のアイマグの会議所は、アイマグ際の会議所から吸収分離して生ずることができる。アイマグ際の会議所の権利及び義務は、新設分割され、又は吸収分割の結果出現した会議所に移転する。
- 3 会議所の再編による設立に係る事項は、会員総会によりこれを決定し、再編による設立委員会を任命する。
- 4 会議所は、再編による設立について、登記機関において登記を受ける。

#### 第 14 条 会議所の解散

- 1 次の場合には、会議所は、これを解散させる。
  - (1) 活動を以後において継続させる必要がないという事由により会議所を解散させる旨の会員総会の決定が採択された場合
  - (2) 多回にわたり、又は重大に法律に違反したことにより会議所を解散させる旨の裁判所の判決が発効した場合
  - (3) 会員である経済単位又は組織の数が 50 未満となったことにより、登記機関が解散させるよう決定した場合
- 2 会議所を解散させる事由を決定した機関は、解散委員会を任命する。
- 3 解散委員会は、民法第 32 条所定の活動を展開する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)